

じん肺管理区分決定申請の際の

電子媒体によるエックス線写真の 受付について

令和 2 年 3 月 愛知労働局労働基準部健康課

- じん肺管理区分決定申請の際に提出していただく「エックス線写真^{*}」は、**フィルム媒体、電子媒体のどちらでも受付します。**
- 電子媒体による提出の際は、下記事項にご留意ください。

*エックス線写真...直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいいます。(じん肺法第3条)

電子媒体による提出の際の留意事項

■ DR(FPD)写真及び CR 写真の各種条件

下記の内容によってください。また、申請の際には各条件を記載した確認表を添付していただくようお願いいたします。

(撮像表示条件確認表等は、QR コードの愛知労働局 HP からダウンロードできます。)

● DR(FPD)写真

- ・ DR(FPD)撮像表示条件確認表

(じん肺健康診断等のための DR(FPD)撮像表示条件に適合していること)

● CR 写真

- ・ CR 撮像表示条件確認表



愛知労働局 HP

■ 提出する電子媒体

ISO9660 に準拠した形式でフォーマットされた直径 12cm の光学ディスク (CD-R 等) であって、光学ディスクに収録されたビューワーソフトにより、収録された DICOM 形式の画像データ及び DICOM タグが適切に表示されることが確認されたものとしてください。

■ 確認事項

DICOM タグの氏名、生年月日、年齢等の情報から、本人のものであることが確認されたものとしてください。

■ その他

光学ディスクは、コンピュータウイルス等の感染がないことが確認されたものとしてください。

上記について確認し疑義がある場合、その他審査上必要がある場合には、別途適正な写真等の提出を指示する場合があります。

お問い合わせ先：愛知労働局労働基準部健康課

052-972-0256